

木津川市自立支援協議会 内容

しりょう
資料⑤

【法的位置づけ】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定される協議会。

＜第1項＞

「障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。」

＜第2項＞

「協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」

【目的】

関係機関、関係団体及び障がい者の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が相互の連携を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障がい者等への支援体制の整備を図る事を目的として設置する機関。

- 【機能】①個別事例への支援のあり方に関する協議、調整 ②地域における障がい者等への支援体制等に関する課題の抽出、把握や共有
③地域における相談支援体制や福祉サービス等の整備状況や課題等の抽出、把握や共有 ④地域における関係機関の連携強化
⑤社会資源の開発、改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組みの実施
⑥市障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言等
⑦山城南圏域自立支援協議会（府）との連携

木津川市自立支援協議会 概要イメージ図

地域課題の抽出
個別ケースから協議会への吸い上げ

全体会【年1回程度】

専門部会【年数回程度】

相談支援部会

障がい児通所支援部会

障がい特性に応じた
コミュニケーション支援部会

作業部会【必要回数】

教育福祉連携作業部会

事業所連携作業部会

きこえの支援作業部会

個別
ケース

個別
ケース

個別
ケース

個別
ケース

個別
ケース

運営会議

【月1回程度】

事務局（基幹相談支援センター）

市（社会福祉課）

地域の関係機関等

相談支援
事業所

サービス
提供事業所

保健所

病院
クリニック

学校
幼稚園

保育所

企業

当事者
家族 団体

民生委員

学識経験者

e t c …